



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第59号 令和4年3月31日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番号	表題	担当課名
30	徳島県行政組織規則の一部を改正する規則	人事課
31	徳島県事務委任規則の一部を改正する規則	同
32	機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則	同

【告示】

番号	表題	担当課名
214	機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示	人事課

【公布された条例等のあらまし】

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三十号）

一 グリーン社会推進課に水素グリッド推進室を設置することとした。

二 政策創造部に万博推進課を設置することとした。

三 スポーツ振興課スポーツツーリズム推進室をスポーツ振興課に統合することとした。

四 砂防防災課を砂防・気候防災課に改組することとした。

五 その他知事の内部組織、職制等について、所要の改正を行うこととした。

六 この規則は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第三十一号）

一 機構改革の実施、法令の改正等に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和四年四月一日から施行することとした。

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第三十二号）

一 次に掲げる規則について、機構改革に伴う整備を行うこととした。

1 徳島県会計規則

2 徳島県職員被服等貸与規則

3 徳島県土地改良財産規則

二 この規則は、令和四年四月一日から施行することとした。

徳島県規則第三十号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表農林水産部の項を削り、同条第二項の表政策創造部の項中「総合政策課」を「総合政策課 万博推進課」に改め、同表農林水産部の項を次のように改める。

農林水産部	農林水産政策課 もうかるブランド推進課 鳥獣対策 ・ふるさと創造課 畜産振興課 スマート林業課 水 産振興課 漁業調整課 農山漁村振興課 生産基盤課 森林整備課
-------	---

第五条第二項の表県土整備部の項中「砂防防災課」を「砂防・気候防災課」に改める。
第七条の表総合政策課の項を次のように改める。

グリーン社会推進課	水素グリッド推進室
-----------	-----------

第七条の表スポーツ振興課の項及び水管理政策課の項を削る。
第十八条第一項の表企画幹の項の次に次のように加える。

推進幹	部又は課等	上司の命を受け、特に命ぜられた県の重要施策に係る部局横断的な取組の推進に関する事務を処理する。
-----	-------	---

第十八条第二項の表中危機事象統括監の項を削り、動物由来感染症統括監の項を次のように改める。

交通交流統括監	県土整備部	上司の命を受け、公共交通の利用促進に関する事項を統括整理する。
---------	-------	---------------------------------

第十八条第二項の表情報発信幹の項を次のように改める。

万博推進幹	徳島県東京本部 及び徳島県関西 本部	上司の命を受け、二千二十五年日本国際博覧会への参画及びこれを契機とした県の魅力発信の推進に関する事務を処理する。
-------	--------------------------	--

第十八条第二項の表中営業戦略幹の項を削り、消費者行政グローバル担当室長の項の次

に次のように加える。

広域行政担当 室長	万博推進課	上司の命を受け、広域行政に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
プロジェクト 担当室長	文化・未来創造 課	上司の命を受け、徳島文化芸術ホール（仮称）の整備に向けた取組に関する事務を処理する。
地域共生担当 室長	保健福祉政策課	上司の命を受け、孤独・孤立対策をはじめとする地域共生社会の実現に向けた施策の企画及び調整に関する事務を処理する。

第十八条第二項の表中5G実装担当室長の項及び情報発信担当室長の項を削り、新技術活用担当室長の項の次に次のように加える。

広域観光担当 室長	観光政策課	上司の命を受け、広域観光の推進に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
--------------	-------	---

第十八条第二項の表水産基盤・国営担当室長の項中「農林水産基盤整備局生産基盤課」を「生産基盤課」に改め、同表情報公開個人情報担当室長の項を次のように改める。

鉄道活性化担 当室長	次世代交通課	上司の命を受け、鉄道の利用促進に係る施策の企画及び調整に関する事務を処理する。
---------------	--------	---

第三十四条第一項の表県土整備部の項中「阿南安芸自動車道及び」を「阿南安芸自動車道並びに阿南安芸自動車道及び」に、「県道」を「道路」に改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

別表第一農林水産基盤整備局の項を削る。

別表第二とくしまゼロ作戦課の項第十一号を削り、同表とくしまゼロ作戦課の事前復興室の項中第十二号を第十一号とし、第十三号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十八 徳島県立南部防災館及び徳島県立西部防災館に関する事（総合県民局の分掌に属するものを除く。）。

別表第二グリーン社会推進課の項を次のように改める。

グリーン社 会推進課	一 環境政策の企画及び調整に関する事。 二 徳島県環境基本条例（平成十一年徳島県条例第十一号）の施行に 関すること。 三 徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）の
---------------	---

<p>水素グ リッド 推進室</p>	<p>施行に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>四 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）の施行に関すること。</p> <p>五 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成二十八年徳島県条例第五十七号）の施行に関すること。</p> <p>六 環境首都とくしま・未来創造憲章に関すること。</p> <p>七 資源の再利用、再生化等に係る施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>八 環境教育及び環境学習の企画及び調整に関すること。</p> <p>九 環境マネジメントシステムの総合調整に関すること。</p> <p>十 省資源運動の推進に関すること。</p> <p>十一 自然エネルギーに係る施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>十二 自然エネルギー協議会に関すること。</p> <p>十三 自然エネルギー立県とくしま推進戦略の推進に関すること。</p> <p>十四 自然保護に関すること。</p> <p>十五 自然公園に関すること（県土整備部及び総合県民局県土整備部で行う土木工事の施行に関するものを除く。）。</p> <p>十六 徳島県環境創造基金に関すること。</p> <p>十七 徳島県環境審議会に関すること。</p> <p>十八 徳島県立保健製薬環境センターの庶務事務に係る連絡及び調整に関すること。</p> <p>十九 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里に関すること。</p> <p>二十 水素エネルギーに係る施策の企画及び調整に関すること。</p>
----------------------------	--

別表第二総合政策課の項を次のように改める。

<p>総合政策課</p>	<p>一 県の行政の創造的な政策に関すること。</p> <p>二 政策提言に関すること。</p> <p>三 新行動計画の策定及び推進に関すること。</p> <p>四 庁議、政策企画会議及び主管課長会議に関すること。</p> <p>五 徳島県総合教育会議に関すること。</p> <p>六 政策創造部（地方創生局を除く。）の庶務事務の処理に関すること。</p> <p>七 徳島県総合計画審議会に関すること。</p> <p>八 徳島県東京本部及び徳島県関西本部の庶務事務に係る連絡及び調整に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。</p>
--------------	---

別表第二総合政策課の項の次に次のように加える。

万博推進課	一 二千二十五年日本国際博覧会への参画に向けた企画及び調整に関する事。
	二 戦略的な県の魅力発信に関する事。
	三 科学技術の振興に関する事。
	四 地方分権の推進に関する事。
	五 知事会議に関する事。
	六 広域連合に係る総合的な連絡調整に関する事。
	七 国土形成計画及び連携施策に関する事。

別表第二市町村課の項第一号中「の総合指導」を削り、同項第三号中「都市職員共済組合及び」を削り、同項第十六号中「自主的合併の支援及び」を削り、同表総務事務管理課の項第三号中「職員手当」を「職員手当等」に改め、同表スポーツ振興課の項を次のように改める。

スポーツ振興課	一 競技スポーツ及び生涯スポーツの振興に関する事。
	二 スポーツ交流の推進に関する事。
	三 ワールドマスターズゲームズ関西の開催に関する事。
	四 徳島県スポーツ・文化未来創生基金に関する事。
	五 徳島県スポーツ推進審議会に関する事。
	六 徳島県立中央武道館に関する事。
	七 その他スポーツに関する事務で他課の分掌に属しないこと。

別表第二健康づくり課の項中第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表感染症対策課の項に次の一号を加える。

三 肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）の施行に関する事。

別表第二農林水産政策課の項中第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の施行に関する事。

別表第二もうかるブランド推進課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、同表もうかるブランド推進課の次世代農業室の項中第十一号を第十号とし、第十二号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表畜産振興課の項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）の施行に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。

別表第二スマート林業課の項第二十六号中「及び徳島県立高丸山千年の森」を「、徳島県立高丸山千年の森及び徳島県立木のおもちや美術館」に改め、同表農山漁村振興課の項第九号中「農林水産基盤整備局」を「農山漁村振興課、生産基盤課及び森林整備課」に改め、同項第十号を削り、同表住宅課の項中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第

六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行に関する事（第二十号に掲げるものを除く。）。

別表第二住宅課の項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同表住宅課の建築指導室の項中第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同項第二十一号中「（平成二十年法律第八十七号）」を削り、「こと」の下に「（長期優良住宅建築等計画の認定等に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行に関する事（建築物に係る技術的審査に係るものに限る。）。

別表第二住宅課の建築指導室の項中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三 建築物耐震化対策の総合的な企画及び調整に関する事。

別表第二住宅課の建築指導室の項第三十四号を次のように改める。

三十四 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の施行に関する事。

別表第二住宅課の建築指導室の項中第三十五号を削り、第三十六号を第三十五号とし、同表営繕課の項に次の三号を加える。

三 重要建築物の企画及び設計の技術的支援に関する事。

四 応急仮設住宅の建設及び借上げに関する事。

五 独立行政法人住宅金融支援機構受託事務に関する事。

別表第二水管理政策課の項を次のように改める。

水管理政策課	<ul style="list-style-type: none">一 水資源の総合調整に関する事。二 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例（平成二十八年徳島県条例第七十二号）の施行に関する事（他課の分掌に属するものを除く。）。三 県が管理するダムの維持管理に関する事。四 濁り対策の推進及び調整に関する事（ダムに起因するものに限る。）。五 直轄河川整備の総合調整に関する事。六 水管理政策課、河川整備課、砂防・気候防災課及び水・環境課の庶務事務の処理に関する事。
--------	--

別表第二河川整備課の項第三号中「水防法」の下に「（昭和二十四年法律第九十三号）」を加え、同表砂防防災課の項の項名を「砂防・気候防災課」に改め、同項第四号中「（普及啓発に関する事を除く。）」を削り、同項に次の二号を加える。

六 水防対策の普及啓発に関する事。

七 水防法の施行に関する事（水防計画の策定に関する事に限る。）。

別表第五徳島県東部県税局の項第一号中「賦課徴収」の下に「及び収納管理」を加え、

同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表徳島県東部農林水産局の項第五号中「(昭和五十五年法律第六十五号)」を削る。

別表第六徳島県立農林水産総合技術支援センターの項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十九号までを二号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十八 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関すること。

別表第六徳島県阿南安芸自動車道用地推進センターの項第一号中「建設工事並びに」の下に「阿南安芸自動車道に連結する一般国道百九十五号及び県道久尾穴喰浦線並びに」を加える。

別表第七地域創生防災部及び地域創生観光部の項第十三号中「自立促進」を「持続的発展」に改め、同項第十四号中「の施行」を「(昭和三十七年法律第八十八号)の施行」に改め、同項第三十二号中「ものに限る。」の下に「並びにこれらの収納管理」を加え、同項中第三十三号を削り、第三十四号を第三十三号とし、第三十五号から第四十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

徳島県規則第三十一号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二徳島県東部県税局長の項第五号中「清掃業務」の下に「及び設備運転管理業務」を加え、同表徳島県東部農林水産局長の項中第五十二号を第五十三号とし、第四十九号から第五十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四十八号中「二千万円」を「三千万円」に改め、同号を同項第四十九号とし、同項中第四十七号を第四十八号とし、第十二号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）に関する次のこと（農林水産部スマート林業課長の専決に係るものを除く。）。

1 第九条第四項（第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定増殖事業計画に係る市町村長の意見の聴取

2 第十条第三項の規定による認定特定増殖事業計画の変更の指示

3 第十四条第四項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定植栽事業計画に係る市町村長の意見の聴取

4 第十五条第三項の規定による認定特定植栽事業計画の変更の指示

別表第二の二徳島県東部県土整備局長の項第八号に次のように加える。

7 第十八条第二項において準用する建築基準法第九十三条第一項の規定による消防長等に対する同意の要請

別表第二の二徳島県東部県土整備局長の項第十七号中30を33とし、19から29までを3ずつ繰り下げ、18を19とし、同19の次に次のように加える。

20 第四十八条の二十九の三の規定による利用の禁止又は制限

21 第四十八条の二十九の四の規定による道路標識の設置

別表第二の二徳島県東部県土整備局長の項第十七号中17を18とし、16を17とし、同号の15中「第四十七条の五第一項前段」を「第四十七条の十五第一項前段」に改め、同15を同号の16とし、同号中14を15とし、13を14とし、12を13とし、11の次に次のように加える。

12 第四十四条の二第三項の規定による工作物の設置に関する行為の届出の受理、同条第五項の規定による変更の届出の受理及び同条第六項の規定による必要な措置を講ずべきことの勧告

別表第二の二徳島県東部県土整備局長の項第二十三号の5を削り、同項第六十一号（13を除く。）中「二千万円」を「三千万円」に改め、同号の13を次のように改める。

13 県土整備部の分掌に属する工事、維持修繕及び用地取得に係る測量、設計、試験、調査及び用地取得事務の業務

別表第二の三徳島県中央こども女性相談センター所長の項第一号の9及び徳島県南部こども女性相談センター所長及び徳島県西部こども女性相談センター所長の項第一号の5中「意見の聴取」を「家庭裁判所への承認の申立て」に改め、同号の6中「第三十三条の六

第一項」の下に「（同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同表徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第六号中3を削り、4を3とし、同表徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター所長の項第一号中「二千万円」を「三千万円」に改める。

別表第三個別事項の項第二十二号の14中「改善命令等」を「改善等の命令」に改め、同号中19を20とし、15から18までを1ずつ繰り下げ、14の次に次のように加える。

15 第十八条の十五第六項の規定による解体等工事の調査結果の報告の受理

別表第三個別事項の項第五十三号の5中「同項第十三号、第十五号及び第二十四号」を「同項第十四号、第十六号及び第二十九号」に改め、同号の6中「同項第四十六号」を「同項第四十七号」に改める。

別表第五その二の表地方自治法第二百二十二条の三の規定による支出負担行為の項第十号中「二千万円」を「三千万円」に改める。

別表第十三第四号の2中「工作物等」の下に「（同条第四項の規定により売却した代金を含む。）」を加える。

別表第十四徳島県行政組織規則第五条第二項及び第六条第二項に規定する課（県立総合大学校本部及び徳島県産業人材育成センターを含む。以下この表及び次表において「課」という。）、「徳島県会計規則別表第三に掲げる会計課の所管する二号廨（以下「会計課の所管する二号廨」という。）、「徳島県教育委員会（事務局に限る。）」、「徳島県人事委員会」、「徳島県監査委員」、「徳島県労働委員会」、「徳島県収用委員会」、「徳島県警察本部（警務部情報発信課、会計課及び拠点整備課並びに交通部交通指導課に限る。）及び徳島県議会の所掌に属する歳入及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項の項名中「県立総合大学校本部」の下に「、「徳島県文化の森振興センター」を加え、同項第二号中「領収書」を「領収証書」に改め、同表総務事務管理課の所掌に属する歳入及び歳出（旅費に係るものに限る。）に係る次に掲げる事務の項の項名中「（旅費に係るものに限る。）」を削り、同項第一号中「決定」の下に「（報酬、給料、職員手当等及び旅費に係るものに限る。）」を加え、同項第二号中「こと」の下に「（旅費に係るものに限る。）」を加え、同表徳島県会計規則別表第一に掲げる一号廨及び同規則別表第三に掲げる一号廨の所管する二号廨（以下「一号廨の所管する二号廨」という。）の所掌に属する歳入、歳出及び歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項第二号中「小切手」を「小切手等」に改め、同項第四号中「領収書」を「領収証書」に改め、同表徳島県東部県税局の所掌に属する県税及びこれに伴う県税外諸収入並びにこれらの還付並びに歳入歳出外現金に係る次に掲げる事務の項第二号の2及び20中「領収書」を「領収証書」に改め、同号の21中「第五十四条第一項」を「第五十四条第二項」に、「領収書」を「領収証書」に改める。

別表第十五出納局会計課長の職にある出納局等出納員の項、廨出納員の項及び徳島県東部県税局の税務出納員の項中「領収書」を「領収証書」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

徳島県規則第三十二号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(徳島県会計規則の一部改正)

第一条 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表一の項1中「会計課出納室長」を「会計課スマート会計担当室長」に改める。

「所」部

別表第四中 務 を に改める。

事「本」

(徳島県職員被服等貸与規則の一部改正)

第二条 徳島県職員被服等貸与規則(昭和四十年徳島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表農林水産部スマート林業課又は農林水産基盤整備局農山漁村振興課、生産基盤課若しくは森林整備課の項の項名を「農林水産部スマート林業課、農山漁村振興課、生産基盤課又は森林整備課」に改める。

(徳島県土地改良財産規則の一部改正)

第三条 徳島県土地改良財産規則(昭和五十八年徳島県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項及び第三項並びに第十一条第二項及び第三項中「農林水産基盤整備局農山漁村振興課長」を「農山漁村振興課長」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

徳島県告示第二百十四号

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和四年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

機構改革に伴う関係告示の整理に関する告示

(基準点測量成果の写の保管および閲覧に関する規程の一部改正)

第一条 基準点測量成果の写の保管および閲覧に関する規程(昭和三十年徳島県告示第五百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「農林水産基盤整備局農山漁村振興課」を「農山漁村振興課」に改める。

(昭和三十三年徳島県告示第八十四号の一部改正)

第二条 昭和三十三年徳島県告示第八十四号(海岸保全区域を指定する件)の一部を次のように改正する。

「灘芝六耐脚蹠蹠蹠回并耐脚蹠蹠」を「并耐脚蹠蹠」に改める。

(昭和四十五年徳島県告示第二百九十五号等の一部改正)

第三条 次に掲げる告示の規定中「砂防防災課」を「砂防・気候防災課」に改める。

- 一 昭和四十五年徳島県告示第二百九十五号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 二 昭和四十六年徳島県告示第六百四十二号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 三 昭和四十六年徳島県告示第六百四十三号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 四 昭和四十六年徳島県告示第六百四十四号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 五 昭和四十六年徳島県告示第六百四十五号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 六 昭和四十六年徳島県告示第六百四十六号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 七 昭和四十六年徳島県告示第六百九十一号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 八 昭和四十六年徳島県告示第六百九十一号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 九 昭和四十六年徳島県告示第六百九十二号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十 昭和四十六年徳島県告示第六百九十三号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十一 昭和四十六年徳島県告示第六百九十四号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十二 昭和四十六年徳島県告示第八百九十三号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十三 昭和四十六年徳島県告示第九百二十六号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十四 昭和四十六年徳島県告示第九百五十三号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十五 昭和四十七年徳島県告示第六十号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十六 昭和四十七年徳島県告示第一百号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十七 昭和四十七年徳島県告示第一百一号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十八 昭和四十七年徳島県告示第一百十六号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 十九 昭和四十七年徳島県告示第一百三十二号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 二十 昭和四十七年徳島県告示第七十二号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 二十一 昭和四十七年徳島県告示第二百十一号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 二十二 昭和四十七年徳島県告示第二百四十四号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)
- 二十三 昭和四十七年徳島県告示第四百九十四号(急傾斜地崩壊危険区域を指定する件)

- 二十四 昭和四十七年徳島県告示第六百二十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十五 昭和四十七年徳島県告示第六百二十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十六 昭和四十七年徳島県告示第七百九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十七 昭和四十七年徳島県告示第七百八十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十八 昭和四十八年徳島県告示第一百五十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 二十九 昭和四十八年徳島県告示第六百六十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十 昭和四十九年徳島県告示第七十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十一 昭和四十九年徳島県告示第五百八十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十二 昭和五十年徳島県告示第二百四十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十三 昭和五十一年徳島県告示第四百十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十四 昭和五十一年徳島県告示第七百九十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十五 昭和五十二年徳島県告示第五百五十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十六 昭和五十三年徳島県告示第二百二十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十七 昭和五十三年徳島県告示第四百五十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十八 昭和五十三年徳島県告示第千号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 三十九 昭和五十五年徳島県告示第三百四十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十 昭和五十六年徳島県告示第一百十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十一 昭和五十六年徳島県告示第四百四十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十二 昭和五十六年徳島県告示第九百二十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十三 昭和五十七年徳島県告示第三百十七号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十四 昭和五十八年徳島県告示第二百六十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十五 昭和五十八年徳島県告示第七百六十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十六 昭和五十九年徳島県告示第五百五十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十七 昭和五十九年徳島県告示第五百五十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十八 昭和六十年徳島県告示第八十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 四十九 昭和六十年徳島県告示第七百九十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十 昭和六十一年徳島県告示第六百八十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十一 昭和六十二年徳島県告示第五十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十二 昭和六十二年徳島県告示第六百七十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十三 昭和六十三年徳島県告示第二百五十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）

- 五十四 昭和六十三年徳島県告示第七百五十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十五 平成元年徳島県告示第二百十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十六 平成元年徳島県告示第八百九十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十七 平成二年徳島県告示第九十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十八 平成二年徳島県告示第二百二十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 五十九 平成三年徳島県告示第十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十 平成四年徳島県告示第二百三十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十一 平成五年徳島県告示第二十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十二 平成五年徳島県告示第七百三十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十三 平成七年徳島県告示第二百三十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十四 平成八年徳島県告示第三百九十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十五 平成九年徳島県告示第四百十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十六 平成九年徳島県告示第八十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十七 平成十年徳島県告示第五百十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十八 平成十一年徳島県告示第七十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 六十九 平成十一年徳島県告示第五百五十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十 平成十一年徳島県告示第四百六十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十一 平成十一年徳島県告示第八百二十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十二 平成十二年徳島県告示第二百五十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十三 平成十三年徳島県告示第二百六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十四 平成十三年徳島県告示第六百八十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十五 平成十四年徳島県告示第二百二十七号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十六 平成十四年徳島県告示第八百六十七号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十七 平成十五年徳島県告示第一百五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十八 平成十五年徳島県告示第二百四十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 七十九 平成十五年徳島県告示第六百六十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十 平成十六年徳島県告示第七十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十一 平成十七年徳島県告示第二百三十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十二 平成十七年徳島県告示第七百二十二号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十三 平成十八年徳島県告示第九十七号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十四 平成十八年徳島県告示第六百二十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十五 平成十九年徳島県告示第九十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十六 平成十九年徳島県告示第二百八十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十七 平成二十年徳島県告示第一百十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十八 平成二十年徳島県告示第三百八十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 八十九 平成二十年徳島県告示第七百六十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 九十 平成二十一年徳島県告示第二百九十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 九十一 平成二十一年徳島県告示第七百十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）

- 九十二 平成二十二年徳島県告示第百三十八号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 九十三 平成二十二年徳島県告示第百八十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 九十四 平成二十三年徳島県告示第五十九号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 九十五 平成二十三年徳島県告示第百六十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 九十六 平成二十三年徳島県告示第百五十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 九十七 平成二十三年徳島県告示第百五十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 九十八 平成二十四年徳島県告示第七百一十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 九十九 平成二十四年徳島県告示第七百五十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 百 平成二十六年徳島県告示第八十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 百一 平成二十六年徳島県告示第二百一十一号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 百二 平成二十六年徳島県告示第四百三十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 百三 平成二十六年徳島県告示第六百三十五号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 百四 平成二十七年徳島県告示第六百五十号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 百五 平成二十九年徳島県告示第七十六号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 百六 平成二十九年徳島県告示第五百二十三号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- 百七 平成三十年徳島県告示第七百四十七号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）
- （昭和四十六年徳島県告示第九百六十四号の一部改正）

第四条 昭和四十六年徳島県告示第九百六十四号（急傾斜地崩壊危険区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

「土木部砂防課」を「県土整備部砂防・気候防災課」に改める。

（平成十八年徳島県告示第七百八十号等の一部改正）

第五条 次に掲げる告示の規定中「砂防防災課」を「砂防・気候防災課」に改める。

- 一 平成十八年徳島県告示第七百八十号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 二 平成十八年徳島県告示第千二百十号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 三 平成十九年徳島県告示第六百二二号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 四 平成二十年徳島県告示第五百四十一号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 五 平成二十年徳島県告示第七百三十号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 六 平成二十一年徳島県告示第三百一十一号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 七 平成二十一年徳島県告示第三百十号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 八 平成二十一年徳島県告示第五百二十号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 九 平成二十一年徳島県告示第六百五十三号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 十 平成二十二年徳島県告示第百二十九号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 十一 平成二十二年徳島県告示第三百六十一号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 十二 平成二十二年徳島県告示第三百六十二号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 十三 平成二十二年徳島県告示第五百八十四号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 十四 平成二十三年徳島県告示第百六十八号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 十五 平成二十三年徳島県告示第五百六十二号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 十六 平成二十三年徳島県告示第五百六十三号（土砂災害警戒区域を指定する件）

- 十七 平成二十四年徳島県告示第十八号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 十八 平成二十四年徳島県告示第二百五十号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 十九 平成二十四年徳島県告示第八百七号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 二十 平成二十五年徳島県告示第六十四号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 二十一 平成二十五年徳島県告示第六百七十九号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 二十二 平成二十六年徳島県告示第二百二号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 二十三 平成二十六年徳島県告示第五百八十九号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 二十四 平成二十六年徳島県告示第七百八十九号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 二十五 平成二十七年徳島県告示第二百三十九号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 二十六 平成二十七年徳島県告示第六百九十七号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 二十七 平成二十八年徳島県告示第二百三十号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 二十八 平成二十八年徳島県告示第六百七十二号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 二十九 平成二十九年徳島県告示第七十七号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 三十 平成二十九年徳島県告示第三百一十一号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 三十一 平成二十九年徳島県告示第二百九十四号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 三十二 平成三十年徳島県告示第四十三号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 三十三 平成三十年徳島県告示第二百一十一号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 三十四 平成三十年徳島県告示第七百三十二号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 三十五 平成三十一年徳島県告示第五百五十七号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 三十六 平成三十一年徳島県告示第七百七十一号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 三十七 令和元年徳島県告示第三百九十六号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 三十八 令和元年徳島県告示第四百九十号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 三十九 令和元年徳島県告示第五百九十五号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 四十 令和二年徳島県告示第七十五号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 四十一 令和三年徳島県告示第二百一十一号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 四十二 令和四年徳島県告示第七十五号（土砂災害警戒区域を指定する件）
- 四十三 令和四年徳島県告示第二百六号（土砂災害警戒区域を指定する件）

（平成二十年徳島県告示第一百七十七号の一部改正）

第六条 平成二十年徳島県告示第一百七十七号（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

「砂防防災課」を「砂防・気候防災課」に改める。

（平成二十年徳島県告示第五百四十二号等の一部改正）

- 第七条 次に掲げる告示の規定中「砂防防災課」を「砂防・気候防災課」に改める。
- 一 平成二十年徳島県告示第五百四十二号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
 - 二 平成二十年徳島県告示第七百三十一号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
 - 三 平成二十一年徳島県告示第三百四号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
 - 四 平成二十一年徳島県告示第二百一十一号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
 - 五 平成二十一年徳島県告示第五百二十四号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
 - 六 平成二十一年徳島県告示第六百五十四号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
 - 七 平成二十二年徳島県告示第四百十号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）

- 八 平成二十二年徳島県告示第二百六十三号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 九 平成二十二年徳島県告示第二百六十四号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 十 平成二十二年徳島県告示第五百八十五号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 十一 平成二十三年徳島県告示第七十号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 十二 平成二十三年徳島県告示第五百六十四号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 十三 平成二十三年徳島県告示第五百六十五号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 十四 平成二十四年徳島県告示第十九号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 十五 平成二十四年徳島県告示第二百五十一号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 十六 平成二十四年徳島県告示第八十八号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 十七 平成二十五年徳島県告示第六十五号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 十八 平成二十五年徳島県告示第六十八号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 十九 平成二十六年徳島県告示第二百三三号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 二十 平成二十六年徳島県告示第五百九十号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 二十一 平成二十六年徳島県告示第七百九十号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 二十二 平成二十七年徳島県告示第二百四十号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 二十三 平成二十七年徳島県告示第六百九十八号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 二十四 平成二十八年徳島県告示第二百三十一号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 二十五 平成二十八年徳島県告示第六百七十三号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 二十六 平成二十九年徳島県告示第七十八号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 二十七 平成二十九年徳島県告示第三百三十二号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 二十八 平成二十九年徳島県告示第二百九十五号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 二十九 平成三十年徳島県告示第四十四号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 三十 平成三十年徳島県告示第二百二十二号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 三十一 平成三十年徳島県告示第七百三十三号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 三十二 平成三十一年徳島県告示第五百五十八号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 三十三 平成三十一年徳島県告示第七十二号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 三十四 令和元年徳島県告示第三百九十八号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 三十五 令和元年徳島県告示第四百九十二号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 三十六 令和元年徳島県告示第五百九十七号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 三十七 令和三年徳島県告示第二百十三号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 三十八 令和四年徳島県告示第七十七号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）
- 三十九 令和四年徳島県告示第二百八号（土砂災害特別警戒区域を指定する件）

（平成二十一年徳島県告示第二百二十二号等の一部改正）

第八条 次に掲げる告示の規定中「砂防防災課」を「砂防・気候防災課」に改める。

- 一 平成二十一年徳島県告示第三百二十二号（土砂災害警戒区域の指定を解除する件）
- 二 令和元年徳島県告示第二百九十七号（土砂災害警戒区域の指定を解除する件）

- 三 令和元年徳島県告示第四百九十一号（土砂災害警戒区域の指定を解除する件）
- 四 令和元年徳島県告示第五百九十六号（土砂災害警戒区域の指定を解除する件）
- 五 令和三年徳島県告示第二百十二号（土砂災害警戒区域の指定を解除する件）
- 六 令和四年徳島県告示第七十六号（土砂災害警戒区域の指定を解除する件）
- 七 令和四年徳島県告示第二百七号（土砂災害警戒区域の指定を解除する件）
（平成二十一年徳島県告示第五百二十一号等の一部改正）

第九条 次に掲げる告示の規定中「河川局砂防防災課」を「砂防・気候防災課」に改める。

- 一 平成二十一年徳島県告示第五百二十一号（土砂災害警戒区域の指定を解除する件）
- 二 平成二十三年徳島県告示第百六十九号（土砂災害警戒区域の指定を解除する件）
（令和元年徳島県告示第百九十九号等の一部改正）

第十条 次に掲げる告示の規定中「砂防防災課」を「砂防・気候防災課」に改める。

- 一 令和元年徳島県告示第百九十九号（土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件）
- 二 令和元年徳島県告示第四百九十三号（土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件）
- 三 令和元年徳島県告示第五百九十八号（土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件）
- 四 令和三年徳島県告示第二百十四号（土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件）
- 五 令和四年徳島県告示第七十八号（土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件）
- 六 令和四年徳島県告示第二百九号（土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件）

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。